

南伊勢町告示第 104 号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により告示する。

令和元年 11 月 8 日

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

記

別紙

南 監 第 38 号
令和元年 11 月 8 日

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 松葉 和久

住民監査請求について（回答）

令和元年 9 月 13 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法 242 条第 4 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

1. 請求の要旨

南伊勢町長に対し平成 30 年度の資源ごみ（紙・鉄）売払い代金 3,369,683 円の返還請求権を事業者に対して、行使するとの勧告を求める。

2. 請求人の陳述等

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 9 月 24 日に陳述書、令和元年 9 月 27 日に陳述書Ⅱの提出をもって、請求人に対して、陳述の機会を設けた。請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

（1）陳述書

資源ごみ（紙・鉄）売払い金の相殺に関する文書（町長の決裁、議会の議決、事業者と交わす協定書、売払い金、収支決算、収支決裁、支出負担行為、債務負担行為、契約書）が存在しない。また売払い金の振込先指定口座が町の口座以外の口座である。相殺処理は売払い金の不正使用の発覚から逃れるための偽造工作である可能性を否定できない。

（2）陳述書Ⅱ

古紙運搬費請求権の無効か有効かを問うことが本件の争点である。古紙運搬費請求権が効力を有する必須要件は、町の認可（町を事業者で交わした請負契約の締結）と議会の議決である。ところが、当該請求権はこの両方を有しない。したがって、この両方を有しない当該請求権は無効である。

3. 監査対象事項

次のことを対象として監査を行った。

- ① 相殺処理が地方自治法第 210 条の規定に違反して無効であるか。
- ② 事業者の古紙運搬費請求権が、地方自治法第 214 条の規定に違反して無効であるから町の債務負担が発生しないのか。
- ③ 古紙運搬費請求権の効力の有無。

4. 事実関係の確認

対象部局を調査し、地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、弁明書その他提出資料を求め、事務担当者に対し、聴取を行った。

(1) 本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 弁明理由

ア 南伊勢町は、平成 30 年度、事業者に対し、古紙売払い金の返還請求権と事業者に対する古紙運搬費の支払債務とを相殺という形で行使しているのであるから、何ら財産上の管理を怠る事実はない。

イ 南伊勢町は、平成 30 年度において、事業者との間で、南伊勢町不燃物収集運搬処理委託業務（以下、「業務委託契約」という。）を締結している（資料 4）。事業者は、業務委託契約に基づき、資源ごみ(紙類)南伊勢町分と資源ごみ(鉄類)南勢分を売り払い、南伊勢町に対し、古紙(鉄類含む)売払い金 3,369,683 円を返還する債務を負っている（資料 1）。

ウ 事業者は、平成 30 年度において、業務委託契約に基づき、古紙(鉄類含む)の売払いをするにあたり、古紙運搬費 3,840,000 円の支出がある。

古紙運搬費 3,840,000 円の金額の妥当性について、事業者から古紙運搬の単価が車両 1 台につき 20,000 円との見積もりを受けて、資料 2 をもとに検討した結果、20,000 円のコネタ車の下限 20,000 円を採用するものであって、高額な金額を基準とするものではないから、著しく不合理な金額ではなく、妥当な金額である。

エ 以上より、南伊勢町は、事業者に対する古紙売払い金 3,369,683 円の返還請求権と、事業者に対する上記古紙運搬費 3,840,000 円の支払債務とを相殺したのであるから、何ら財産上の管理を怠る事実はない。

オ 地方自治法第 210 条違反については、仮に、当町の相殺の処理に関し、予算の計上をしていないことが地方自治法第 210 条に違反するとしても、相殺の効力を否定するものではない。

地方自治法第 2 条第 16 項及び第 17 項は、必ずしも、すべての法令違反行為を無効とすべき趣旨ではなく、当該法令の規制の重要性や趣旨によれば、当該違反行為の相殺の効力を失わせることが相当であるものについてのみ、これを無効とする趣旨

であるから、今回の規定の重要性や趣旨により、相殺の効力を判断すべきである(甲府地裁平成5年3月31日判決参照 資料5)。

今回、当町が相殺処理をしたことについて、事業者から異議のない旨の協議書があり(資料3)、当町の相殺により、事業者に対する古紙運搬費の支払債務を消滅させる以上、当町には損害が生じていないから、同条に違反する程度が著しく低い。

したがって、仮に、地方自治法第210条に違反するとしても、相殺を無効とすることは、同条の違反の程度からして相当ではない。

5. 監査委員の判断

(1) 結論

本件請求を棄却する。

(2) 判断理由

ア 監査対象事項①について

地方自治法第210条は、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとの総計予算主義の原則を定めた規定である。南伊勢町は、古紙及び鉄類売払い金の歳入予算及び古紙運搬費用の歳出予算を平成30年度一般会計予算書に計上していないので、地方自治法第210条の規定に違反している。

しかし、地方自治法第210条の規定に違反するとしても、地方自治法2条16項及び17項は、すべての法令違反行為をすべて無効とする趣旨ではなく、重大な違反行為があるときに限って、当該違反行為の相殺の効力を無効とすることが相当である(甲府地裁平成5年3月31日判決参照)。

南伊勢町と事業者の協議書によれば、事業者が異議を述べていないこと及び相殺により南伊勢町に損害が生じていないことが認められる。したがって、南伊勢町の相殺処理は、地方自治法第210条に違反する程度が著しく低いといえ、南伊勢町の相殺の処理に重大な違反がなく、相殺の効力は無効ではない。

イ 監査対象事項②について

地方自治法第214条は、地方公共団体を規制する法律なので、同条の効力が地方公共団体ではない事業者には及ばないので、事業者の古紙運搬費請求権は有効である。

ウ 監査対象事項③について

古紙運搬費用については、事業者の1回当たりの運搬費用20,000円が関東地域協議会調べ2017年3月号の建設廃棄物処理・処分費と照らし合わせても、下限価格20,000円と著しく不合理な金額ではないため、適正な価格であると認められる。また、事業者との協議書においても事業者が古紙運搬費の金額に何ら異議を唱えていないことも認められる。したがって、古紙運搬費請求権として3,840,000円が存在していると認められるため、事業者の古紙運搬費請求権は、有効である。

6. 意見

監査委員の判断は以上であるが、古紙及び鉄類売払い金返還請求権に関して、古紙運搬費用支払債務と相殺していることは、監査委員の判断理由のとおりであるものの、南伊勢町が、歳入予算に古紙売払い金並びに歳出予算に古紙運搬費用が予算書に計上されていないことは、地方自治法第 210 条に違反していると認められるため、南伊勢町は、本件請求を真摯に受け止め、今後、委託業務契約の内容を早急に改善するとともに、適切な会計処理を行い、町民に疑念や不審を抱かせることのないよう対応をする必要がある。